

家族法制部会第33回会議・議事速報

2023年11月14日、法制審議会・家族法制部会の第33回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回の会議に引き続き、たたき台(2)（部会資料32-1）及びその補足説明（部会資料32-2）に基づいて議論がされた。

養育費等に関する規律に関しては、多くの委員・幹事から、たたき台(2)の第3で示された規律の実質的な内容に賛成する意見が示された一方で、法定養育費については、一部の委員から、法定養育費が発生するための要件として「父母が話し合いをすることができないこと」や「親子交流を拒絶していないこと」などを要求すべきではないかとの修正意見や、家庭裁判所が債務者（別居親）の支払能力を考慮してその支払義務を減免することができる範囲を縮小することを求める修正意見が示された。このほか、夫婦関係調整（離婚）調停事件においても情報開示命令を発令することができるようにする旨の修正意見や、民事執行手続の負担軽減（一定の場合に、財産開示手続や第三者からの情報取得手続、これらの手続により判明した財産の差押えを求める手続が順次申し立てられたものとみなすことができる仕組み）の対象となる財産の範囲を給与債権に限定することを求める修正意見が示された。

親子交流に関する規律に関しては、多くの委員・幹事から、たたき台(2)の第4で示された規律の実質的な内容に賛成する意見が示された一方で、一部の委員・幹事からは、裁判手続における親子交流の試行的実施の際には家庭裁判所調査官その他の第三者の立会いを必須とすることを求める修正意見や、親以外の第三者と子との交流に関する規律を設けることについては慎重な検討が必要であるとする意見などが示された。

以上のほか、養子縁組に関する規律や、財産分与に関する規律についての議論がされ、いくつかの論点について、一部の委員・幹事から、たたき台として示された規律の内容に修正を求める意見が示された。

今後の会議では、第32回会議及び第33回会議において反対意見や修正意見が示された論点を中心として、引き続き、要綱案の取りまとめに向けた議論が継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。